

# 連合広島 2020春季生活闘争方針と具体的取り組み

## I. 2020春季生活闘争スローガン

**私たちが未来を変える！すべての労働者の「底上げ」「底支え」「格差是正」と働き方の見直しで！**

## II. 2020日春季生活闘争の概要

- ◆ 2020春季生活闘争は、「総合生活改善闘争」の位置づけのもと、国民生活の維持・向上をはかるため、労働組合として、社会・経済の構造的な問題解決をはかる「けん引役」を果たす闘争である。
- ◆ 2020闘争において、すべての働く者の将来不安を払拭し、「経済の自律的成長」「社会の持続性」を実現するためにも、分配構造の転換につながり得る賃上げが必要であり、引き続き、生産性三原則に基づいた「賃上げ」「働き方の見直し」を求めるとともに、働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」に一体的に取り組むことで、社会全体の生産性向上を促し、成果の適正な分配につなげていく必要がある。
- ◆ とりわけ「賃上げ」については、「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組みを再定義し、広く社会全体に賃上げを促すとともに、企業内で働くすべての労働者のセーフティネットを強化していく。加えて中小組合や有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」へと引き上げるなど、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて果敢に闘う。

## III. 2020春季生活闘争の基本的な考え方

- 賃金要求に対する考え方および賃金水準闘争を強化していくための体制整備に取り組む
  - ・産業全体の「底上げ」「底支え」「格差是正」に向け、月例賃金にこだわり、賃上げの流れを継続・定着させる。
  - ・中小組合や有期・短時間・契約等で働く者の賃金の「格差是正」に向け、働きの価値に見合った賃金の絶対額にこだわり、「賃金水準の追求」に取り組む。
  - ・賃金実態の把握と賃金制度の確立に向け、「地域ミニマム運動」を推進し、地域の賃金相場の形成をめざす。
- すべての労働者の立場にたった働き方の実現
  - 公務・民間、企業規模、雇用形態にかかわらず、個々人のニーズに合った働き方、安心安全で働き甲斐のある職場の構築に取り組む。
- 働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」
  - 中小企業の経営基盤を強化・賃上げ原資確保のため、「取引の適正化」が不可欠であり、とりわけ「働き方改革関連法」が適用される中、下請け等中小企業への「しわ寄せ」とならないよう取り組みを進める。

## IV. 2020春季生活闘争の具体的要求

- ◆賃上げ要求
- 月例賃金
    - ・社会全体に賃上げを促す観点とそれぞれの産業全体の「底上げ」「底支え」「格差是正」に寄与する取り組みを強化する観点から、賃上げを**2%程度**とし、定期昇給分（定昇維持相当分）を含め**4%程度**とする。
    - ・月例賃金にこだわり、「賃金水準の追求」に取り組む、働きの価値に見合った水準をめざす。
    - ・組合員の個別賃金実態を把握し、賃金水準や賃金でカーブのゆがみや格差を確認したうえで、改善をめざす。
    - ・賃金制度が未整備の組合は、制度の確立・整備に向けた取り組みを強化する。

### ◆企業規模間格差の是正（中小組合の取り組み）

- 月例賃金の引き上げ
  - 10,500円以上を目安に賃金引き上げを求める。
  - 【賃上げ水準目標（6,000円※）+賃金カーブ維持分（4,500円）】※中小平均賃金の2%相当額（5,000円）に、全体平均賃金との差額（1,000円）を上乗せ
- 賃金カーブ維持分の確保
  - 賃金カーブ維持には定期昇給制度が重要であり、定昇制度がない組合は、制度確立に取り組む。

目標水準	35歳	287,000円(月額)
	30歳	256,000円(月額)
最低到達水準※	35歳	258,000円(月額)
	30歳	235,000円(月額)

※企業内最低賃金協定1,100円以上

### ◆雇用形態間格差の是正

- ・有期・短時間・契約等で働く者の労働諸条件の向上と均等・均衡待遇確保の観点から、企業内すべての労働者が対象の企業内最低賃金協定の締結（時給1,100円以上）をめざす。
- ・有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」に引き上げていくため、昇給ルールの導入に取り組む。なお、水準は「勤続17年相当で時給1,700円・月給280,500円以上」となる制度設計をめざす。

### ◆男女間賃金格差の是正

- ・賃金データにもとづいて男女別・年齢ごとの賃金分布を把握、問題点を点検し改善へ向けた取り組みを進める。
- ・生活関連手当の支給における住民票上の「世帯主」要件の廃止を求める。

### ◆初任給等の取り組み

18歳高卒初任給の参考目標値：174,600円

## V. 要求書提出と回答ゾーン

- ★要求書提出 各構成組織・単組は2月末までに要求を提出する。
- ★回答ゾーン
  - ◆第1先行組合回答ゾーン：3月9日～13日
  - ◆第2先行組合回答ゾーン：3月16日～20日
  - ◆3月月度内決着集中回答ゾーン：3月21日～31日

**最大のヤマ場：3月10日(火)～12日(木)※**

※各組合においてこの期間内にヤマ場を設定

## VI. 連合広島の取り組み

- ◆取り組み体制
  - ★2020春季生活闘争本部（2019年12月23日設置）、闘争委員会（毎月、執行委員会後に開催）の設置
  - ★中小共闘センター（随時、幹事会を開催）：中小労組の賃金・労働諸条件の向上に向けた取り組みの意思統一等
  - ★連合広島情報センターの設置
    - 構成組織・単組の春季生活闘争情報（要求および回答・妥結状況等）を構成組織や社会にタイムリーに発信
- ◆交渉支援
  - ★2020春季生活闘争講座の開催
    - 構成組織・単組の役員等を対象に春闘全般の認識共有をおこなう。
    - 開催日：1月18日（土）
  - ★地場・中小労組対話集会の開催
    - 地場・中小労組の役員を対象に春闘に関わる課題等の共有をおこなう。
    - 開催日：2月15日（土）

- ◆春季生活闘争を通じた組織拡大の取り組み
  - ★「職場から始めよう運動」の取り組み
  - ★「労働問題なんでも相談ダイヤル」の取り組み
    - ◆弁護士による特別相談の実施：2月13日（木）10:00～15:00 呉
    - 2月14日（金）10:00～15:00 広島・福山
    - ◆全国一斉集中労働相談ホットラインの実施【2月13日（木）～14日（金）】
    - 「STOP！雇用不安～辞めるしかない？と悩んでいませんか～」

### ◆世論喚起、社会対話等の取り組み

- ★2020「Action! 36」の取り組み
  - 2020年4月に時間外労働の上限規制が適用となる中小企業を中心に、確実・適正な36協定の締結を徹底するとともに春季生活闘争決起集会等を活用し、改正内容の周知・浸透に向け、実施内容を検討する。
- ★県知事・経営者団体等との協議・対話の実施（要請）
  - 春季生活闘争要求書の提出時期（2月）にあわせて、県知事および広島県経営者協会をはじめとする経営者団体等との協議・対話の促進を図る。
  - 要請行動日：2月上旬
- ★春季生活闘争総決起集会の開催
  - 【広島県中央総決起集会】—2月29日（土）—
  - 【東部ブロック】—2月29日（土）—
  - 【南部ブロック】—3月1日（日）—
  - 【中部（備北）】—3月3日（火）—
  - 【中部（三原・尾道）】—3月5日（木）—
- 県内4ブロック5会場で開催し、世論喚起、組合員の参加意識の高揚を図るとともに、組織内のみならず、すべての働く者のための「みんなの春闘」であることを社会にアピールしていく。**—

### ◆一時金

月例賃金の引き上げにこだわりつつ、年収確保の観点も含め、水準の向上・確保をはかる。

### ◆すべての労働者の立場にたった「働き方」の見直し

- 「社会生活の時間」の充実を含めワーク・ライフ・バランス社会の実現と個々人の状況やニーズにあった働き方と処遇のあり方について総体的な検討と協議を行う。
  - 1) 長時間労働の是正と均等待遇の実現
  - 2) 人材育成と教育訓練の充実
  - 3) 中小企業・パート・有期・派遣で働く労働者の退職給付制度の整備
- ①企業年金制度の整備
- ②「同一労働同一賃金ガイドライン」の趣旨を踏まえた退職金規定の整備

### ◆ワークルールの取り組み

- ①働き方改革の職場への定着に向けた取り組み
- ②すべての労働者の雇用の安定に向けた取り組み
- ③高齢となっても安心して働き続けられる環境整備
- ④障がい者雇用に関する取り組み
- ⑤短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に関する取り組み
- ⑥治療と仕事の両立の推進に関する取り組み

### ◆ジェンダー平等・多様性の推進

- ①改正女性活躍推進法、男女雇用機会均等法の周知徹底・点検
- ②あらゆるハラスメント対策と差別禁止に関する取り組み
- ③育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備
- ④次世代育成支援対策推進法にもとづく取組の推進